

## 那覇市元気向上通所型サービス(通所型サービスA)事業概要

平成30年8月13日 事業説明会

No.		那覇市元気向上通所型サービス (通所型サービスA)	(比較用)旧介護予防通所介護相当サービス (従前相当サービス)
1	実施方法	事業所指定	事業所指定
2	対象者の状態像	①身体介助の必要がなく状態が安定している方 ②地域ふれあいデイサービスやサロン、老人センター等に自力で参加できない(送迎が必要)方 ③外出の機会が少なく閉じこもりがちな方 ④その他、通所型サービスAを利用することで生活機能向上及び自立支援が可能であると認められる方	①入浴・排せつ・食事等の生活介護及び機能訓練が必要な方 ②退院直後で状態が変化しやすく専門的なサービスが必要な方 ③認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う方 ④医療的なケアが必要なケース、または傷病により継続して観察が必要な方
3	サービス内容	★生活機能維持及び向上のための体操等を行う通所サービス ★入浴・排せつ・食事介助なし <サービス例> ・健康チェック ・体操等の運動、レク(利用者間の交流)など ・食事提供(介助なし、本人の意向による) ・送迎 など	★入浴・排せつ・食事等の生活介護その他の日常生活上の支援、及び機能訓練(介護予防通所介護と同じ) <サービス例> ・健康チェック ・体操、個別機能訓練 ・入浴、排せつ介助 ・レク ・食事提供(介助有り) ・送迎 など
4	提供時間	3時間以上	※事業所により異なる。
5	送迎	有り ※ただし、利用者が自ら通うことができる場合や、家族により送迎がある場合は、必ずしも事業所が送迎する必要はないが、その旨を通所型サービス計画に送迎に関する留意事項として記載する必要がある(減算なし)	有り
6	人員基準	①管理者:専従1名以上(兼務可) ②従事者:~15名 専従1以上 15名~ 1名につき専従0.1以上 ★従事者は無資格可。 ★雇用形態(正・臨・非)は問わない。	①管理者:常勤・専従1以上 ②生活相談員:専従1以上 ③看護職員:専従1以上 ④介護職員:~15人専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員または介護職員の1人以上は常勤) ⑤機能訓練指導員:1以上
7	設備基準	①サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ②相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品 ★現行相当サービスと兼用可 ★通所介護、現行相当サービスと機能訓練室を共用(一体的に提供)することも可能。 ただし、必要に応じてプログラムを区分する等して要介護者の処遇に影響がないように実施する必要あり。	①食堂及び機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品
8	運営基準	①簡略化した個別サービス計画の作成 ②重要事項等の説明、同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供	①個別サービス計画の作成 ②重要事項等の説明、同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供
9	単価	①事業対象者、要支援1、要支援2かつ週1回程度 328単位/回 1,397単位/月(1月の回数が4回を超える場合) ②要支援2かつ週2回程度 339単位/回 2,927単位/月(1月の回数が8回を超える場合)	①要支援1、事業対象者週1回程度 1,647単位/月 ②要支援2、事業対象者週2回程度 3,377単位/月 ★1月ごとの包括払い ※参考:現行相当の1回当たり単価(那覇市は月包括払い) ・週1回程度: 378単位/回 ・週2回程度: 389単位/回
10	加算	①介護職員処遇改善加算 ★サービスコードはA7(独自/定率)	①生活機能向上グループ活動加算 ②運動器機能向上加算 ③栄養改善加算 ④口腔機能向上加算 ⑤選択的サービス複数実施加算 ⑥事業所評価加算 ⑦サービス提供体制強化加算 ⑧介護職員処遇改善加算
11	減算	①同一建物減算 ②定員超過減算 ③人員欠如減算	①同一建物減算 ②定員超過減算 ③人員欠如減算